

# 草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金細則

〔平成27年5月8日〕  
部長 専 決

(趣旨)

第1条 この細則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により草加市が施行する草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業における清算金の徴収について、草加都市計画新田西部土地区画整理事業施行規程（昭和46年条例第34号。以下「施行規程」という。）及び草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金規則（平成26年規則第22号。以下「清算金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(分割徴収の特例の基準)

第2条 施行規程第28条第1項の規定による清算金納付義務者の資力が乏しい等同条に定める別表第1の区分により納付することが困難であると施行者が特に認めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者
- (2) 天災、不慮の災害、失職、疾病等により、生活が困難な状態にある場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、資力が乏しいと認めるに足る十分な理由がある場合

(延滞金の減免)

第3条 施行者は、納付の誠意ある清算金納付義務者が納期限後に納付すべき清算金に係る延滞金について、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、清算金規則第11条第2項ただし書の規定により、当該各号に定める割合を減免することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（交通事故を含む。）又は盗難により損失を受けたため、納付が困難であると認められる場合 全額免除
- (2) 清算金納付義務者又はその者と生計を一にする親族が負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡したため多額の出費を要し、納付が困難であると認められる場合 全額免除
- (3) 事業において著しい損失を受けたため、納付が困難であると認められる場合 2分の1減額
- (4) 失職等により所得が著しく減少し、又は皆無となったため、納付が困難であると認められる場合 2分の1減額
- (5) 清算金納付義務者が解散し（一部休廃業を含む。）、又はこれらの者が破産手続開始の決定を受けたため、納付が困難であると認められる場合 2分の1減額

- (6) 法令その他により身体を拘束されたため、納付することができなかつた事情があると認められる場合 2分の1減額
- (7) 清算金納付通知書の送達事実を知ることができない正当な理由があると認められる場合 全額免除
- (8) 清算金の徴収に関する不服申立て又は出訴により納付額について更正がなされた場合(不服申立て又は出訴の日からその決定書、裁決書又は判決書発送の日以後10日までの期間に対する延滞金に限る。) 全額免除
- (9) 前各号との権衡上減免の必要があると認めた場合 全額免除又は2分の1減額

2 施行者は、清算金規則第11条第4項の規定により延滞金の減免を受けようとする滞納者の申請に対する決定をしたときは、延滞金減免(申請棄却)通知書(第1号様式)によって当該申請者に通知するものとする。

3 延滞金の減免の対象となる納付額は、清算金規則第11条第4項に規定する申請時において決定されている徴収清算金額とする。

4 延滞金の減免期間は、原則として施行者が減免を認定した日から1年間とする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、清算金納付義務者の申請により、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。

#### (執行停止)

第4条 生活困窮者については、国税徴収法第153条の規定の例により、滞納処分の執行を停止し、3年以内に資力の回復が無い場合には、不納欠損扱いとすることができる。

#### (滞納処分職員)

第5条 法第110条第5項の規定により清算金及び延滞金を徴収する者は、滞納処分職員とし、職員のうちから市長が任命する。

2 滞納処分職員は、滞納処分のため財産の差押えを行うとき、又は財産の差押えのため調査、質問、検査若しくは捜索を行うときは、新田西部土地区画整理事業徴収清算金滞納処分職員証(第2号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを呈示しなければならない。

#### 附 則

この細則は、平成27年5月8日から施行する。

様

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業  
施 行 者 草 加 市  
代 表 者 草 加 市 長 印

延滞金減免承認（申請棄却）通知書

年 月 日付けで申請のあった草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業  
清算金の延滞金の減免について、次のとおり承認（申請棄却）します。

納付通知督促状 指 定 期 日	清 算 金 額	延 滞 金	備 考
年 月 日	円	円	

注意

- \* 延滞金の減免期間は、原則として市長が減免を認定した日から1年間とする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、清算金納付義務者の申請により、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができることとなりますので、再度、申請が必要となります。

様式第 2 号(第 5 条関係) (表)

				第	号
新田西部土地区画整理事業 徴収清算金滞納処分職員証					
次の者は、草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業清算金細則第 5 条第 1 項の 規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。					
所属部課名					
職 名					
氏 名					
生年月日	年	月	日		
有効期限	年	月	日	から	
	年	月	日	まで	
草 加 市 長					印

様式第 2 号(第 5 条関係) (裏)

<p>1 本証は、土地区画整理法第 1 1 0 条第 5 項の規定により滞納処分のための財産の 差押えを行うとき、又は差押えのための調査、質問、検査若しくは捜索を 行うとき携帯する。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
---